

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項の規定において準用する場合を含む。）に基づき公示する。

令和7年6月25日

館林市農業委員会会長 渡邊 定男



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地の所有者等の情報
館林市大島町字本郷3433番1	田	452	所有権	（亡）恩田 稔

農地法第33条第1項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地

- 2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）
- 3 上記の農地所有者等は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
- （1）申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- （2）当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。